

②<<創業>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	渋谷区	銀行口座開設における居住ステータス付与	海外スタートアップ支援	入国後6か月間は非居住者扱いとなり、取引制限の無い銀行口座開設ができず、迅速な営業活動が困難である。	外国為替法令の解釈及び運用について(財務省通知)	入国時に経営・管理ビザへの更新要件や事業継続性要件を充足する見込みが高いと認められる場合には、「みなし居住者」として口座開設可能な居住ステータスを付与する。	金融庁	金融庁において、関係省庁及び業界と調整の上、2月、預金取扱金融機関に対し、外国人起業活動促進事業又は国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用する外国人起業家から、入国後6月経過以前に口座開設の取引の申し出があった場合、起業準備活動計画確認証明書等を確認の上で、居住者口座又は居住者と同等の口座を提供するよう、要請を行いました。引き続き、要請内容の周知・徹底を図ってまいります。